

八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、健康づくりサポーターが地域においてさまざまな活動を行うことにより、市民が生涯を心豊かにいきいきと生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりを推進することを目的とする。
また、健康づくりサポーターが、地域に健康づくりの輪を広げていけるよう支援する。

(養成講座等及び登録)

第2条 健康に関する正しい知識を身につけ、地域において健康づくり支援を行う者を養成するため、養成講座を隔年で実施する。

- 2 健康づくりサポーターのサポートを目的としたフォロー講座を随時実施する。
- 3 養成講座等を受講できる者は、市内在住、在勤する者で、八王子市の健康づくり施策に協力し、健康づくりサポーターとして活動を行う意欲のある者とする。
- 4 養成講座を全て受講した者に、登録証を授与し健康づくりサポーターとして市に登録する。
また、登録期間を終了した者（以下、「修了者」という。）に健康づくりサポーター証明書を交付する。

(活動内容等)

第3条 健康づくりサポーターの活動は地域の団体（例：自治会・サロン・自主グループ・イベント）等において、健康増進に関する普及啓発等、次に掲げるものとする。

- (1) 健康づくりのための体操・ウォーキングなど、運動に関する活動
- (2) 正しい食生活や食文化についての情報提供など、食育・栄養に関する活動
- (3) 健康づくりに一緒に取り組む仲間づくりや仲間とのコミュニケーション等を通じたこころの健康に関する活動

(登録期間)

第4条 登録した日から翌年度末までとする。

(市の役割)

第5条 市は、健康づくりサポーターの活動を支援するため、次のことを行う。

- (1) 健康に関する正しい知識を学ぶ養成講座を実施する。
- (2) フォロー講座及び健康づくりサポーター同士の交流及び情報交換を目的とする交流会を実施する。
- (3) 市民及び団体との連絡調整を行い、健康づくりサポーターの活動支援を行う。
- (4) 市のホームページにおいて、健康づくりサポーターの活動を紹介し、健康づくりサポーター事業の広報啓発を行う。
- (5) 修了者を中心とした組織づくりに向けた支援を行う。
- (6) 修了者が希望する場合、フォロー講座等の案内を行い、活動の継続的な支援を行う。

(登録解除)

第6条 健康づくりサポーターが次の事項に該当する場合、第2条第4項の登録を解除する。

- (1) 本人から健康づくりサポーターの登録解除の申出があった場合
- (2) 転居、健康上の理由により健康づくりサポーターとしての活動が遂行できなくなった場合

- (3) 健康づくりサポーターとして、ふさわしくない行為があったと認められた場合
- (4) 前各号に定める他、市が解除の必要があると認めた場合

(活動費)

第7条 健康づくりサポーターが第4条に規定する登録期間において、次に掲げる活動費を支給する。
市の健康増進事業に健康づくりサポーターが活動した場合、1回につき1,000円を支払う。
ただし、上限については予算の範囲内とする。
また、支払いについては随時活動報告書の提出をもって、支払いとする。

(事務)

第8条 この事業の要綱に定める事務は、健康部健康政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康づくりサポーター事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年5月31日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。